

愛知県立大学免許法認定公開講座規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学（以下「本学」という。）が実施する愛知県立大学免許法認定公開講座（以下「免許法認定公開講座」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「免許法認定公開講座」とは、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第43条の3の規定に基づく公開講座をいう。

(講師)

第3条 免許法認定公開講座の講師は、本学の教員のうちから選出する。ただし、必要がある場合は、学外の学識有識者に対し、講師を委嘱することができる。

(受講資格等)

第4条 免許法認定公開講座の受講資格及び募集人員は、別に定める。

(単位の認定)

第5条 免許法認定公開講座において、所定の授業時間の5分の4以上出席し、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者については、所定の単位を認定する。

2 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第6条 成績審査の評価は、A（100～80点）・B（79～70点）・C（69～60点）・D（60点未満）の4段階で表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

(証明書の交付)

第7条 学長は、単位の認定を受けた受講生に対し、学力に関する証明書を交付する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、免許法認定公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月28日から施行し、平成26年9月1日から適用する。
- 2 この規程は、独立行政法人教員研修センター受託事業等の外部資金を受託した場合に適用する。